

# 平成20年度第4回新宿区情報公開・個人情報保護審議会

平成20年9月9日（火）午前10時  
新宿区役所本庁舎6階 第2委員会室

## 1 開会

## 2 議事

- (1) 資料27 検察審査員候補者予定者名簿調製支援プログラムシステムの導入について（諮問；選挙管理委員会事務局）
- (2) 資料28 検察審査員候補者予定者名簿調製支援プログラムシステムの導入について（諮問；戸籍住民課）
- (3) 資料29 滞納整理支援システムで利用する処理データの項目追加について（諮問）
- (4) 資料30 特定健康診査の除外対象者把握のための母子健康手帳の交付情報等の目的外利用について（諮問）
- (5) 資料31 特定健康診査の未受診者に対する健診勧奨通知の封入封緘委託について（報告）
- (6) 資料32 新宿区次世代育成支援計画の策定に関する調査業務の委託について（報告）
- (7) 資料33 新宿区立児童館における指定管理者制度の導入について（報告）
- (8) 資料34 （仮称）新宿区立信濃町シニア活動館、（仮称）新宿区立早稲田南町地域交流館及び（仮称）新宿区立西早稲田地域交流館における指定管理制度の導入について（報告）
- (9) 資料35 福祉タクシークーポン券希望調査票及び福祉タクシークーポン券封入封緘委託について
- (10) 資料36 統計法の改正に伴う新宿区個人情報保護条例の一部改正について

## 3 その他

## 4 閉会

午前10時開会

【会長】どうも、皆さん、お待たせいたしました。それでは、ただいまより平成20年度第4回情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

委員の皆様方、ご出席くださいますようお願いいたします。

まず、本日の資料と本日の予定につきまして、事務局のほうからご説明いただきます。

どうぞ、区政情報課長、お願いいたします。

【区政情報課長】おはようございます。区政情報課長の橋口です。よろしくお願いいたします。

それでは、今回の資料をご説明いたします。

今回、事前にお送りしました資料としましては、平成20年度第4回情報公開・個人情報保護審議会資料としまして、資料27の検察審査員候補者予定者名簿調製支援プログラムシステムの導入についてから、資料36の統計法の改正に伴う新宿区個人情報保護条例の一部改正についてまでとなっております。

本日、机上配布いたしました資料としましては、資料27及び資料28の補足資料でございます。検察審査会事務の流れでございます。資料27と資料28の検察審査員候補者予定者名簿調製支援プログラムシステムの導入につきましては内容が関連しておりますので、一括してご説明をさせていただきます。

本日も審議案件、大変多くございますけれども、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

【会長】ありがとうございました。

それでは、次第に沿って審議を進めてまいります。資料27と28の検察審査員候補者予定者名簿調製支援プログラムシステムの導入については内容が関連しておりますので、一括して説明いただきたいと思います。

それでは、どうぞお願いいたします。

【選挙管理委員会事務局長】それでは、選挙管理委員会のほうから、27と28についてまとめてご説明を申し上げます。

まず、1枚目の調査票の部分でございますが、検察審査員候補者予定者名簿調製支援プログラムシステムの導入についてということでございます。

条例の根拠でございますが、第16条第1項ということでございますが、内容的に電子計算機による個人情報の処理開発、変更となっておりますが、今回のものは開発ということではございませんで、既存のシステムを使わせていただくということでございます。

2枚目の事業の概要をごらんいただきたいと思います。

担当課、これはいわゆる検察審査員の調製した名簿を作成して、検察審査会のほうに送りますのは選挙管理委員会でございます。ただし、それを送る際に戸籍情報を付して送らなければいけないということで、戸籍住民課のほうに協力をさせていただくという形になってございます。

目的は、再度申し上げておりますとおり、検察審査員候補者予定者名簿の作成ということでございます。対象者は、選挙人名簿登録者、これは衆議員の選挙権を持っている者を対象にということで検察審査会法で定められておりますので、そのようになります。

事業内容についてでございますが、きょう机上配付させていただいた資料をごらんいただければというふうに思います。

実は、この事務の流れにつきましては、今年の2月にお諮りをいたしました裁判員制度の中で、やはり同じように候補者予定者名簿というものを調製するというところまでお諮りをしまして、そのプログラムシステムを流用する中で、検察審査員の候補者予定者名簿の調製をするということになってございます。

特に、これまでと検察審査会法が変更されたという部分もございまして、その部分をわかりやすいようにということで、この机上配付の資料を作成させていただいております。

上下並んでおりますが、下のほうが現状でございます。選挙人名簿、24万8,000の方がいらっしゃるんですが、これをくじに、これは手作業でございまして、くじによって56人の方を選定すると。その中で欠格事由、これを照会した上で28人に絞り込むわけですが、欠格事由に該当しない方を除いた中でくじを開いて28人にすると。その28人分の名簿を検察審査会のほうへお送りをしていたということになります。

ところが、これが来年からは、この2段のくじのうち、1段については検察審査会のほうで行うことになります。つまり、候補者予定者を絞って、次は候補者に絞ってということをやっていたんですが、その候補者、新宿区では候補者予定者までの選定1回だけということになります。その1回のくじについて、裁判員制度の中の候補者の選定に使うシステムのプログラムを流用させていただきますということでございます。

その区の手続と同時に、対象者数等も実は違ってございます。これまでは、東京では2つの審査会があったんですが、それを今回6つにふやしたということでございます。1つの審査会当たり14人送付することになっておりますので、合計84人を選定した上で検察審査会にお送りするということになります。流れとしてはそういうことでございます。検察審査会のほうでは、さらにそれを、一つの審査会が11人で運営されますので、11人選定して実施していくというこ

とになります。任期が6月であるとか、そういうほかのことについては、基本的には変更されていないようでございます。

それで、事業内容のほうに戻っていただきたいと思いますが、概要の2番目のほうの予定者名簿調製に使用する主な機能ということでございますが、3つございまして、1つは住基ネット用の文字コードを名簿調製支援プログラム用の文字コードへ変換する、これがちょっと食い違いがあるものですからそれを読み直しをしなければいけないと。それからもう一つは、くじによる検察審査員候補予定者の選定、それから予定者名簿の調製ということでございます。

その手順ということですが、3番目のほうに書いてございます。私どものほうで選挙人名簿を持ってございますが、それに戸籍情報を付加しなければいけないということで、私どものほうから戸籍住民課のほうへCD-R、またはMOによって選挙人名簿のデータを送付いたします。それに対して戸籍住民課が戸籍情報を付加して、それを暗号化した上で選挙管理委員会のほうへ戻していただきます。それを私どものほうから検察審査会にお送りするという形になるということでございます。

資料の3枚目ですね、個人情報処理システム開発・変更関係という資料ですが、繰り返しになりますが、保有課は選挙管理委員会事務局になります。登録業務の名称は、検察審査会ということになります。記録される情報項目は、個人の範囲としては選挙人名簿登録者、記録項目としては、個人識別ID、氏名、生年月日、住所、これは郵便番号を含みます。それから、記録するコンピュータでございすけれども、名簿調製支援プログラムを使用するコンピュータ内には情報項目は記録いたしませんで、CD-R、これのみに記録をいたします。CD-R等は、施錠されたキャビネット等に保管をいたします。名簿調製支援プログラムを使用するコンピュータは、選挙管理委員会事務室内で管理いたしまして、ほかのコンピュータとの結合はいたしません。

新規開発・追加・変更の理由でございます。これは予定者名簿を正確かつ迅速に調製するため、名簿調製支援プログラムを導入するものでございます。

変更の内容でございすけれども、最高裁判所の開発した名簿調製支援プログラムを導入するというものでございまして、概要は先ほど申し上げたとおりでございます。

開発等を委託する場合における個人情報保護対策につきましては、新たな開発等はしておりませんので該当いたしませんけれども、情報の取り扱いということで申し上げますと、MOについては、この名簿作成後は消去いたします。また、CD-Rについても、期限後には破碎して処分いたします。

新規開発・追加・変更の時期については、20年9月または10月ということにしておりますけれども、くじについては9月25日に行い、検察審査会へ送る期限としては10月15日ということになっておりますので、くじ終了後、なるべく早い時間で検察審査会へお送りしたいというふうに思っております。

説明は以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞよろしく願いいたします。

どうぞ。

【副会長】検察審査員の任期、私はすみません、余り詳しくないので。

【選挙管理委員会事務局長】6カ月です。

【副会長】6カ月ということは、今回承認しますと、また6カ月後に何か同じことかなという、その点は、今後のことについてはどういうふうになっているんですか。

【選挙管理委員会事務局長】これは1年間に一応1回ということになっております。新宿からは84人をお送りしますが、その6つある審査会に対して都内の市区町村から全部送ってきますので、全体では何千人になるだろうというふうに思います。その中の絞り込みになってきますので、その中で回していけると。任期は6カ月なんですけど半数、半数といっても5人と6人なんですけど、3カ月ごとに入れかえをするそうです。

【副会長】私が申し上げているのは、そういう任期が来たときに、また承認の手続をするのか、自動的にこれはこれで終わったことになって、どういうときに再度審査がここへかかってくるのかなという質問なんですけれども。

【選挙管理委員会事務局長】これについては、今回で終了でございます。結局、名簿調製プログラムを作成の際にこういうシステムを使わせていただいて、こういう情報は載せていきますということでございますので、一般論としておかけしております。

【会長】どうぞ、久保委員。

【久保合介委員】言葉のあやなのかもしれないけれども、この候補予定者の対象者が衆議員選挙の選挙権を有するものと。区議会議員選挙の選挙権を有するものと衆議員選挙の選挙権を有するものと違うんですか。

【選挙管理委員会事務局長】多少違うとは思いますが、市区町村と言ってしまうと正確かもしれませんが、ちょっとそこら辺

は詳しくはわかりませんが、衆議院議員選挙の選挙権を有するものと言えれば漏れはないと思っています。

【会 長】どうぞ、有馬委員。

【有馬委員】これは暗号化して検察審査会事務局の指定する媒体に記録するというので、この指定する媒体というのはどういう媒体なんですか。

【選挙管理委員会事務局長】CD-Rに焼いて。

【有馬委員】それで、期限が過ぎたら処分するということですね。

【会 長】ほかにございましたらどうぞ。よろしいですか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

【会 長】では、本件はいかがいたしましょうか。承認するというのでよろしいですか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

【会 長】では、そうさせていただきます。

続きまして、資料28の検察審査員候補者予定者名簿調製支援プログラムシステムの導入についてはいかがでしょう。

ただいま27の承認はいただきましたけれども。

〔27、28異議なし呼ぶ者あり〕

【会 長】よろしいですか。では、資料28も承認することにいたします。どうもありがとうございました。

それでは、次ですけれども、資料29にまいります。滞納整理支援システムで利用する処理データの項目追加につきましてでございます。説明者は、どうぞよろしくご説明ください。

【医療保険年金課長】医療保険年金課長の中川と申します。よろしくお願いたします。

それでは、資料29、件名、滞納整理支援システムで利用する処理データの項目追加についてでございます。

条例の根拠につきましては、第16条1項本文の、電子計算機による個人情報処理の処理開発、変更に関するものでございます。

なお、本件のシステムそのものにつきましては、20年1月、19年の第7回の審議会でご承認をいただいているものの一部変更のお諮りでございます。

ページをめくっていただきまして事業の概要でございますが、国民健康保険料の滞納整理の事務の補助システムとしてご了解をいただいて、今開発をしているところでございます。その中で、既に承認をされております税情報につきましては鋭意開発しているところですが、今般、

滞納整理の収納率向上策ということで、時間外ですとか、それから、休日にも業務として使うということになりますと、ぜひとも今、ホストコンピュータでしか見れない税情報について、本支援システムに追加で情報を記録させていただきたいというものでございます。

おめくりいただきたいと思います。詳細のご説明をさせていただきます。

まず、保有課でございますが、医療保険年金課、それから、業務の名称は国民健康保険になります。それから、個人の範囲でございますが、国民健康保険料が賦課されている世帯主、それから世帯員が対象でございます。それから、2番の記録項目ですが、ここも追加項目をお願いするところでございます。税金の控除の種類、それから金額、そして賦課資料の種類、例えば給与支払報告書ですとか確定申告など賦課根拠となる資料の種類、それから普通徴収なのか特別徴収なのかの別、これにつきまして追加項目としてお願いするものでございます。それから、記録するコンピュータにつきましては、滞納整理支援システムに追加して入れさせていただければということでございます。

それから、追加・変更の理由でございますが、先ほど申し上げましたこのシステムの運用につきましては、今後、時間外ですとか祝祭日など、休日に利用するというようになりますと、従来ホストコンピュータで見れていた情報がストップしてしまうということがありまして、今後、その滞納された方に保険料の根拠などを十分説明するには、前回お諮りした所得ですとか金額だけですと非常に不十分だということで、今開発しているところを変更していいシステムにしたいという思いでお諮りをしているところでございます。

それから、追加の内容でございますが、既に承認されている所得ですとか収入の種類、金額に加えまして、先ほど申し上げました3項目を追加させていただきたいというものでございます。個人情報保護対策でございますが、データをセットアップするときにつきましては、医療保険年金課職員が立ち会うということでさせていただきたいと思います。

それから、追加・変更の時期でございますが、本審議会の承認をいただければ、11月1日以降、変更させていただきたいというものでございます。

説明は、雑駁ですが以上です。よろしくご審議お願いいたします。

【会長】ありがとうございました。

それでは、どうぞ、ご質問、ご意見ございましたらよろしくお願いいいたします。

どうぞ。

【久保合介委員】揚げ足を取るようで恐縮なんですけれども、最後の個人情報保護対策なんです、データセットアップには職員が立ち会うと、こういうふうに書いてあると、職員が立ち

合わない場合もあることが想定されるわけですが、立ち合わない、立ち会うの基準というのはどこにあるんですか。

【医療保険年金課長】この場合、委託の場合の個人情報保護対策の記載のところなんですけど、例えば業者が開発を一手に担っているわけですが、例えば個人情報を司らない普通のプログラムのところについては逐次職員は立ち会いません。ただ、個人情報が、例えばデータを個人ホストコンピュータから移行する際だとか、個人情報のときには必ず職員が立ち会った上で監視・監督すると、そういう意味で書かさせていただいたものでございます。

【久保合介委員】ありがとうございました。

それでは、念のために聞いておきたいんですが、立ち会うという場合は複数なんですか、それとも何人というふうに決まっているんですか。

【会 長】どうぞ。

【医療保険年金課長】何人とはまだ決めてございませんが、複数人立ち会うということではルールとして考えてございます。

【会 長】よろしいですか。

ほかにございましたら、どうぞ。

では、本件につきましては……、どうぞ。

【林委員】この委託なんですけれども、委託するという場合は職員の皆さんが立ち会うように書かれているんですけれども、どこに委託するんですか。

【医療保険年金課長】株式会社シンクという開発業者でございまして、これはプロポーザルで4社応募しました中で選定した1社でございます。

【林委員】その立ち会う方法というのは、何をどういうふうに、だれが立ち会うんですか。

【会 長】どうぞ。

【医療保険年金課長】この場合は、国保年金課職員のうち、具体的に言いますと、国保整理係という開発を担当している職員がございまして、その者が実際にホストコンピュータからこのシステムへ移行する際、情報システム課職員とともに一緒に見守って、立ち会うというのは見守って、何か個人情報の事故だとか漏えいがないように監視するというのが主な立ち会い方法でございます。

【林委員】今度から、このところで、要するに賦課に関する情報を職員が把握することが必要不可欠というふうに、この職員という方が新宿区の、そちらの課の方の職員さんということですね。



【医療保険年金課長】そうでございます。

【林委員】我々住民としては、一番本来知られなくて済むようなことがいろいろな国の税金のシステムの変更によって、住民税というものがこの区の地方自治体が扱うようになったものだからこういうことになるんですけども、本来知られる必要ないようなことを職員さんが知るわけですね。そうすると、非常にこれ今、一般の間で非常にここはご存知のように問題が出ているではないですか。ですから、それをさらに一步突っ込んだところで、具体的にもうちょっと私ども住民としては、区民の代表としては、ほかの専門の方とは違って直接我々にかかわってくる問題ですから、広く住民の皆さん、要するに区民の皆さんのところに影響が出る問題なので、それで委託する、立ち会うということがどの程度きちんとやってくれているのかというのが、要するに第三者に頼むわけではないですか。私は今後、ほかの点はあれだけれども、一番最初のころに当初、あちらの委員の方もおっしゃったんだけれども、外部に委託するものについてはということで、こちらのほうからこういうものを使っていますということまでいただいていますね、いただきましたね。要するに、業務委託書をつくると、開発の場合には。それを中心に恐らくお使いになるんでしょうけれども、この委託するとかというような問題が出たときには、必ずどういうふうに各セクションにお伺いして、そちらにかかわらず、それで自分なりの考えをしばらく時間が経過していると思うんですけども、新宿区としては第三者の委託したり、その委託した後の今見守りとおっしゃいましたけれども、どういうふうにやっているかというのをあれして、自分なりの考えをまとめて、またそれを活用したいと思うんですけども、要は、今参考に伺ったのは、委託するということであれなんですね。今、株式会社何々とおっしゃったんだけれども、それ以上の質問はここでは皆さんから出ませんので、私ども住民としては、本当にちゃんとした業者なのかというのを、私は当初からその心配はあって、心配というか、非常に知っているところから多々聞くものですから、口はばったいんですけども、この間も勉強させてもらったところによると、実はもうこれ、ほかの県ですけれども、この問題の判例が出まして、その凡例の中で非常に厳しい判例が出て、それが恐らく将来的に生きてくるんだろうと思うんです。私もたまたまそれを知ったんですけども、滋賀県というか、そっちのほうのあれですから、それはまた後日あれなんですけども、そういう判例はどういうことかという、委託先がそれを非常に悪用したわけです。そういうものをやったときに、それは結局見守っていたわけなんですね。同じ審議をしていたんですけども、その見守りをしていただけだけれども、結局それでは済まなくて、住民のほうからの訴えがあって、結局どういことをやっているんだという話になったんです。結局判例としては行政側というか、負け

たんです。

さらにおもしろいことは、それがどこからそんな話が出たんだろうということになると、その判例もここで読み上げてあれなんであれなんですけれども、要するに、その地方の議員さんたちから、思わぬ議員さんたちのほうからのあれから出てきているんですね。ですから、そういうこともありますので、私としては、今後、当初からの私考え方なんですけれども、委託するというような場合には、個人情報保護のあれということで、これすべて私としては個人情報保護ということで自分に降りかかってくるあれだということが、これが結局ディスクローズされていくわけですから、非常に自分に降りかかってくる問題と、ということは、区民の我々を取り巻く、区民の皆さんはそういう問題でとらえておりますので、区の方に申し上げていきたいと、こう思います。

**【医療保険年金課長】** それでは端的に、まず一つは、この情報、具体的に税情報をとる意味というのは、23区は保険料は住民税方式でかけているものですから、当初ですと住民税額がわかれば説明責任ができると考えていたわけですが、やはり今、滞納整理を進めている中で、だんだん意識が高まってきたということもあって、その住民税は一体どうやって出したんだというところがあったものですから、今回はそういったことで住民ニーズと説明責任を果たすという意味で、具体的にはこの情報を移行させていただくという思いです。ですから、ご発言にあったように不必要ということではなくて、やはり最低限のところにとどめたいと、私たちは思いとしてあります。

それから、セキュリティ対策については、滋賀県の事故というのは具体的には私不勉強だったんですが、今まで新聞、マスコミで聞くと、何かの媒体に個人情報を業者が入れて持って行って、例えば紛失したとか流れていったということが多かったと思うんですが、我々監視・監督といっても、もちろん視覚として見ているわけですが、その中で例えば個人情報を業者が何かの媒体に入れ込まないかとか、そういったところはしっかりと見ていきたいと思ひますし、今ご指摘があったような事故は、これは我々の信用問題というか、住民の利益も損害を与えるわけですから、ここはあらゆる考えられることは全部やってしっかり、当初から開発のときにもご指摘をいただいていますから。

**【林委員】** ですから、その業者さん、株式会社何々……

**【久保合介委員】** 会長に許可をとってから。

**【林委員】** すみません、今おっしゃったんですけども、どういう業者かということをごんごんなような形で注視していくか、監視していくか、むしろそちらのほうが見守りよりも大事なことで

あって、恐らくこの委託契約書といたしましてこういうものが使われていると思うんだけど、これ完璧かどうかということもまた専門の方にごらんになっていただくと、私なんか個人的に見る限りにおいて、こういうところにこんなふうな今の事由でいくと、日常に汎用的に使うよりも、こういうところを入れられたほうがいいのではないかと私でさえ気がつきますから、やっぱりこういうものの委託契約書とかこういうものの見直しをしながら、きちんと委託する以上は、ということは、私は今後、ほかの課の方にもどういふふうなあれですかということで、新宿区の大体的な考えはわかりますので、改めて最後に課長のほうに、私はこんなふうな考えますというふうな述べさせて、個別でも結構なんですけれども、区民として思っております。今、参考に相手先に対してどの程度のあれをされているのかと、皆さんからどんな質問が出るのかということで伺いたいと思っています。大体そちらのほうはわかりました。社名が出てきただけですね、とりあえずは。

【鍋島委員】 ちょっと関連でお願いしたいんですけれども、これは前に承認したところへの追加だけですね。変わっているわけではないですね。ここで承認をしたところへはずっと頼んでいて、そこは今まで事故はなかったと、それでただ追加だけですね。それで、どうもちょっとそのところが皆さんわかっていないのではないかなと思ったものですから。

【会 長】 どうぞ。

【医療保険年金課長】 説明が不十分で失礼いたしました。

さきにご説明させていただいたんですが、このシステムは、19年の第7回で開発をお諮りしましてご了解をいただいて、それ以降、シンクというところが一貫して開発をしております。その中で、区側からこういった情報も追加したいという、こういう我々からのニーズによりまして今回追加項目をお諮りするということでございますので、何かシステムを変えたということではなくて、今までの開発途中に申し上げた情報を追加させていただきたいという内容でございます。

【会 長】 ほかにございますか。

どうぞ。

【副会長】 これは、全員のデータをこちらに追加するというところにどうもなりそうだという理解なんですけど、滞納者だけとか、個人情報ですから、無駄な情報をどんどん流すよりも必要な範囲だけでいいのではないかと。電話がかかってきたときに即答できるにこしたことはないけれども、電話がかかってきた人に対して、それについてだけ改めて今ここで必要だとお考えになっている情報を取り寄せるようにするとか、何か垂れ流しではなくて、ごく必要なものに限定

する方法はないのでしょうか。

【会 長】どうぞ。

【医療保険年金課長】おっしゃる意味は十分わかっているつもりですが、国民健康保険の場合は納期が毎月ということがございまして、10カ月なものですから、毎月毎月滞納者が発生する可能性があるということがございまして、確かに滞納が発生した時点でデータを取り込めれば個人的にはよろしいかもしれませんが、今のところ技術的にまず、今ご指摘があったように、いったん支援システムには加入者全員の情報を入れ込んで、そこで滞納情報が入っていくというつくり込みを今のところしているものですから、ご指摘のところは今後、技術的にできるかも含めて、検討事項でと思っております。

【会 長】どうぞ。

【区政情報課長】今、委員からご指摘のありました業務委託等に係る措置につきましては、個人情報保護審議会の非常に大きな業務ということで、個人情報保護条例の14条の中で、実施機関は、個人情報を取り扱う業務を委託し、中略しますけれども、個人情報の保護について、事務を委託し、業務を行わせるに当たっては、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならないというのが条例上決まっております。それに基づきまして、区長が行う個人情報保護に関する規則の中で、業務の委託に伴う手続というのが決まっております。その中で、個人情報の秘密の保持に関すること、それから、第三者の提供の禁止に関すること、再委託の禁止に関すること、そのほか、10カ条に基づいてそういった手続を定めまして、それをすべて契約時には委託業者に了解をして契約を結んでいる。それに違反した場合には罰則等の規定があるという形になっております。ですから、具体的な、それによってまったく滋賀県の例は、私も詳細には今資料を持ち合わせておりませんが、漏えいが起こった場合には、必ず条例に基づいた措置がとられるという形のつくり方になっているということです。

【林委員】それに対しての判例のデータということですね。

【会 長】ありがとうございました。

ほかにございますか。

本件につきましては、一応いろいろとご意見が出ましたけれども、それを今後の運営に反映させていただくということを前提にいたしまして、承認ということでよろしいでしょうか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

【会 長】では、承認とさせていただきます。どうもありがとうございました。

次に、資料30にまいります。特定健康診査の除外対象者把握のための母子健康手帳の交付情

報等の目的外利用につきましてでございます。説明者からよろしくご説明をお願いいたします。

【医療保険年金課長】 それでは、引き続きましてご説明させていただきます。資料30をごらんいただきたいと思っております。

件名でございます。特定健康診査の除外対象者把握のための母子健康手帳の交付情報等の目的外利用についてでございます。

条例の根拠につきましては、11条第2項第5号、目的外利用でございます。

この件につきましては、システムそのものにつきましては、20年1月30日の審議会で了解を得たものでございます。

ページをおめくりいただければと存じます。

事業の概要でございます。まず、特定健診、本年4月から医療保険者が40歳から74歳までの方に、各医療保険者が責任を持って健診を行うという制度がスタートしたわけですが、その中で、特定健診の除外対象者というのが法律で定められておりまして、事業内容に書いてございますが、妊婦ですとか、それから高齢者の医療の確保に関する法律、ここには55条とありますが、例えば1項は入院されている方、それから、2項は障害者施設、2号は障害者施設に入っている方、それから重度障害者施設ですとか、あるいは特別養護老人ホーム、あるいは養護老人ホームなどに入っている方、この方々については、法律によって特定健診の義務が除外されております。これについては、今までも既にスタートしているわけですが、健診票をいったん送らせていただいて、その健診票の中に、こういった方は除外ですので受けなくて結構ですと注意を促していたわけですが、住民の利便を考えまして、今回ご承認いただければ、あらかじめ情報を得て対象外の方については、区で把握して健診の受診票というものを送らないで、誤って受診をしないようにというような措置を講じたいというものが事業の内容でございます。

めくっていただければと存じます。

除外対象が幾つかございます。その一つでございますが、まず母子、先ほど条件の妊産婦ということでございます。その中で、母子健康手帳の交付情報を目的外利用したいということのお諮りでございます。

情報の保有元でございますが、健康推進課、保健センターが保有しております母子健康手帳の情報でございます。利用先といたしまして、医療保険年金課が、特定健診・特定保健指導として使うということでございます。媒体につきましては、文書または帳票で入手をするということで予定してございます。

それから、登録の情報でございますが、保有情報についてはごらんとおりでして、その中から氏名、性別、生年月日、住所、分娩予定日を目的外利用させていただければと考えてございます。

それから、保有の目的でございますが、健康推進課、保健センターにつきましては、母子、乳幼児の健康の保持・増進のために保有しているものについて、特定健診の除外対象者を把握するために利用させていただきたいというものでございます。

それから、目的外利用の時期でございますが、ご了解いただければ、9月10日以降利用させていただきたいというものでございます。

続きまして、めくっていただければと思います。

次が除外規定の、先ほどの施設の入所者の一つでございます介護保険給付実績管理業務情報の目的外利用についてのお諮りでございます。

保有課は、介護保険課が持っております給付実績管理業務の中の磁気的媒体について、医療保険年金課が特定保健指導のために電磁的媒体として、これはホストからのデータを移行ということを考えてございますが、電磁的媒体で移行する予定をとってございます。

それから、保有する項目でございますが、保有項目につきましては別紙1をごらんいただきまして、その中の個人番号、サービスの種類、施設の入所、退所年月日を目的外利用したいと考えてございます。

それから、保有の目的でございますが、介護保険課につきましては、適正な給付管理を行うために情報を持ってございます。それを特定健診の除外対象者を把握するために目的外利用したいというものでございます。

時期につきましては、9月10日から利用したいということでございます。

続きまして、めくっていただきたいと思います。次が障害福祉サービス情報の目的外利用についてでございます。

これも保有元につきましては、障害者福祉課が障害者福祉サービスのために文書ですとか帳票、電磁的媒体で別紙2に記載のとおり的情報を保有してございます。それを医療保険年金課が特定健診・保健指導のために文書、帳票、電磁的媒体で目的外利用したいというものでございます。

それから、別紙2に保有している情報につきましては、住民番号、氏名、生年月日、住所、支給決定情報、例えばサービス内容、支給期間を目的外利用するものでございます。

それから、保有の目的でございますが、障害者福祉課は、当然でございますが障害者福祉サ

サービスの支給決定、支払事務を行うために持っておりますものを、特定健診の除外対象者を把握するために目的外利用させていただきたいということでございます。

利用の期間につきましては、9月10日以降、継続して利用させていただければと思います。

続きまして、老人福祉施設への入所等措置情報の目的外利用についてのお諮りでございます。

これにつきましても、保有元につきましては、高齢者サービス課が老人福祉施設への入所等措置という情報につきまして、文書、帳票、電磁的媒体で、別紙3に記述の情報を保有してございます。その情報につきまして、医療保険年金課が特定健診・保健指導業務に文書、それから帳票という形で、氏名、生年月日、住所を目的外利用させていただきたいというものでございます。それから、保有目的につきましては、高齢者サービス課が、老人福祉施設への入所措置に利用するため、保有していたものについて、特定健診の除外対象者を把握するために目的外利用するものでございます。

時期につきましては、同じく9月10日以降ということで考えてございます。

雑駁でございますが、以上説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【会 長】ありがとうございました。

それでは、どうぞ、ご質問、ご意見ございましたらよろしくお願ひいたします。

どうぞ、あざみ委員。

【あざみ委員】利用する情報項目のところ、これは介護保険課からのですけれども、氏名が入っていないんですけれども、これは個人番号というものに内包される情報なんでしょうか。ほかは全部氏名が入っていて、これは入っていないんですけれども。

【会 長】どうぞ。

【医療保険年金課長】介護保険のデータの持ち方の問題だったわけですが、ここについては個人を特定する個人番号だけでございまして、氏名がここに入っているというわけではございません。個人番号とデータを突合させて、あるだれだれさんということを確認する、プログラム上で確認したいと考えてございます。

【あざみ委員】そもそも個人番号というのは、介護保険課だけで使っている番号ではなくて、区の中で共有できる番号という意味なんでしょうか。

【医療保険年金課長】これ、実際には住民番号でございまして、特定はできます。

【会 長】どうぞ。

【あざみ委員】そうすると、その隣の障害福祉課の住民番号、これも何だろうと思っていたん

ですけれども、これもイコールなんですか、個人番号と住民番号というのは同じで、新宿区の区役所が全部共通のこの住民番号というのを付けていると、住民に。それが住民基本何とかという番号とはまた別なんですね、あのコードの十何けたの番号がありますね。あれともまた別のものですか。

【会 長】どうぞ。

【医療保険年金課長】これは、8けたの共通の住民に振られている番号でございます。この個人番号と住民番号と書きかえているのは、登録がそういう登録がされていたので、それを引用しているということですので、同じものでございます。

【会 長】ほかにございますか。

では、本件につきましては承認ということでよろしいでしょうか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもありがとうございました。どうもご苦労さまでした。

それでは、次に資料31にまいります。特定健康診査の未受診者に対する健診勧奨通知の封入封緘委託についてであります。ご説明をよろしくお願いいたします。

【医療保険年金課長】引き続きまして、資料31、件名、特定健康診査の未受診者に対する健診勧奨通知の封入封緘委託についてご説明させていただきます。

条例の根拠につきましては、14条第1項、個人情報提供等を伴う委託でございます。

めくっていただきまして、事業の概要でございます。これにつきましては、先ほどご説明させていただきました4月から始まった特定健康診査でございますが、一定期間、これは3カ月程度を考えてございますが、3カ月程度健診票を送っても受診しない方については、未受診者に受診の勧奨をするためにチラシや勧奨文を送付するというところでございます。その封入封緘を委託するというものでございます。

めくっていただきまして、内容の詳細でございます。

まず、情報の保有課でございますが、医療保険年金課の特定健診・特定保健指導の情報でございます。紙及び磁気的媒体に持っているものでございます。それについて、入札等により決定させていただいた業者に封入・封緘を委託するものでございます。

それから、医療保険年金課が保有している項目はここに記載のとおりでございます。その中の郵便番号、住所、氏名、国民健康保険の記号番号を記したのものについて封入・封緘をさせていただくというものでございます。

委託の理由でございますが、未受診者の対象が約4万人見込まれているということでござい



まして、職員みずからの手では封入・封緘ができないということがございまして委託をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ちなみに、現時点で申し上げますと、国保の対象者が約5万7,000人ほど特定健診の対象者がございます。現時点のところ、受診者が約2,800人ぐらいということの受診でございまして、4.9%の受診率ということでございます。したがって、5年後の各保険者の受診率の比較をされてペナルティが課されるということもございまして、受診率を区民の健康の向上ももちろんでございますが、受診率の向上のためにぜひとも個別に受けていただきたいという勧奨文を送る必要があるということで4万通という大量のものになるものでございます。

委託内容でございますが、これは重なりますが、勧奨通知文、それからチラシなども含めまして封入・封緘を委託させ、郵便局へ持ち込ませるという内容でございます。

それから、時期でございますが、了承が得られれば10月から実施をさせていただきたいと思っております。

それから、委託に当たりましての区の情報保護対策でございますが、契約に当たりまして、別紙にございます特記事項を付すということでございます。それから、業者の個人情報保護対策でございますが、個人情報の取扱責任者、それから取扱者をあらかじめ指定した上、提供された情報については施錠できる金庫に保管させます。

特記事項につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、雑駁ではございますが、説明は以上でございます。よろしくご審議いただければと思っております。

【会 長】ありがとうございました。

それでは、どうぞ、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

どうぞ、林委員。

【林委員】これ委託先は入札により決定とありますけれども、まだ未定ということなんですね。こういうのはやっぱりこういうところに皆さんにまたあれがあるんですか、こういう業者に決まりましたというようなのは。

【会 長】どうぞ。

【区政情報課長】こちらにつきましては、今日、個人情報の委託というのでご審議をいただき、了承をいただいて、それに基づいて入札をするという形です。再度決まった業者についての報告というのは特に行っておりません。

【林委員】そうすると、結局、先ほどは多分シンクでしたけれども、どこの業者というのはこ

ちらではもう、特にこの情報が全部その業者に行っちゃうわけですから、そういうところというのは、我々区民としてはわからないんですか。

【区政情報課長】これはこれから決めていくわけですが、ただ、入札のもちろん条件としまして、ご説明させていただいた条件を登録業者の中から選んだ上で、多分ここは価格の入札ということでございますので、一番低価のものが落ちるということでございますので、我々もどこになるかは今のところはわからないという状況でございます。

【林委員】そうしたら、その場合には、やっぱりこの委託契約書を使われるということで、業者のあれは、私どもが直接こちらの課のところにどういうところですかと一区民としては聞こうとすればそうやって聞くんですかね。

【会 長】よろしいですか。

【鍋島委員】ちょっとこれの個人情報ではないんですけれども、消団連のほうでも適齢期の人がいるんですけれども、全く義務化されたとは思っておりません。今までどおりで、それと何か今度はお誕生日の後に来るんですか、全部一斉に送ったわけではないんですか。来たり来なかったりということで、まだ私来ていないわとか、それと、私が義務化されたのよって言ったら、えっ、義務化、そんなことあったとか、消団連ですら言っていますので、もうちょっと大きく義務化されて罰則がありますよぐらいちょっと脅しぐらい書いておかないと行かないと思いますので、ちょっと警告表示みたいのでしたほうがいいと思います。全然わかっていません。

【会 長】 どうぞ。

【医療保険年金課長】ご趣旨はよくわかります。我々も新宿の区民の国保の方々だけが保険料が高いということは断固防止しなければいけません。そのためには受けていただく、健診を受けていただくというのは、もっと言ってしまうと保健指導を受けていただくのが究極の目的なんです。それによって生活習慣病疾患、メタボリック症候群と言われる方々を減らすということが究極になります。そうすれば医療費も減るということなんです。ただ、消団連でご議論のあった中でここが国の周知不足なんです、同じ新宿区民で、去年までは区民として区が主催していた健診を受けておられた方が、今度は例えばご主人の会社の扶養の方、奥さん、実績で言うと半分ぐらいの方が扶養の方だったんです。その方というのは、そこの所属している会社の健保組合が家族の方受けてくださいと、こういうことをやるものですから、今度我々が周知できるのは残念ながら国保だけなんです。ですから、そういう意味では非常に確かに大混乱になっていまして、あんまり会社側もPRしていませんし、国を挙げての周知もしていないと。我々広報では、何回かフローチャートなんかをつけてやらさせていただいたつもりなんです、

やはり浸透していないということもありますので、まず1つは制度が大きく変わって会社から来るんですよと、現時点では会社の健保組合、これ代表保険者というのが1,200の会社の健保組合の代表で各医師会と今交渉してしているんですが、まだスタートしていません。

ですから……

【鍋島委員】それは大体わかっているんですけども、だからかえって、私たち消団連みたいなのは、私は受けていますから、30万ぐらいするのが3,500円で受けられると、だから、あっ、そう、それだったら受けるという感じなんです。結構理論を言ってもわかる人はそうはいないんです。だから、自分の健康のためとか、もうちょっとキャッチフレーズを、だれかキャッチのイラストレーターさん、何か楽しく受けられるようなものをおつけにならないと、これだけ郵送料払ってもぴんと来ないと理論では動かないと思いますということをごめんなさいませ。

それから、さっきの方のあれですけども、私もここで決まった入札業者を調べようと思って開示請求したらすぐ出てきましたから、やっぱりここにいらっしゃる方、開示請求も使ったほうがいいわけですから、どんどん開示請求したほうがいいと思います。

【医療保険年金課長】これはご要望ですか。

【鍋島委員】ご要望で、ごめんなさい、くだらないことを言いました。

【医療保険年金課長】区民の健康のためにも、今まで病気になって、どうもぐあいが悪くて健診はいいけど病気にかかるということではなくて、そうならないためにまず健診を受けましょうというところは、これは区としても新宿区民のためにも相当いろいろやっていたつもりなんですけれども、より一層もっとわかりやすい形を何とかやらさせていただきます。ありがとうございました。

【会 長】どうぞ。

【林委員】参考に、話がずれたら皆さんにご迷惑かけて申しわけないんでちょっと教えていただきたいんですけども、この中に書類の中を見せていただいたら、中にお医者様に出す提出書類、区に出す提出書類の中に問診票というのが入ってまして、その問診票というのをよく読んでみんなで話したんですけども、これは要するに同意したこととみなすけれども、後日、あなたについての医療診療結果を転用していきたいけれども、これを入れると認めたこととなりますということで、私の知っているほとんどの人はやめたと、それだけは抜いたんです。ところがお医者様が、これは何々さん抜かれたよって林さん、私言われましたよと、そういう話が結構出たんですね。だからあれは何なのかと。それももしかしたらここで、業者の人がちゃ

んと封入して、それで漏れなく扱いますのでご心配なくというようなことは説明は、区に電話したそうなのですが、そうしたらそう言われたけれども心配だという話が、自分の医療行為のあれはどこにどう流されるか、しかもそこは問診票になっているから、結構見ると克明に書くようになっているんです、あれは。私ちょっと熟知しているわけではないんですけども、だから、書く人はみんな心配していましたね。あれは何なのかと。

【医療保険年金課長】この問診票の問診項目というのは、今までも問診をさせていただいたんですが、今回メタボリックシンドローム判定のために、一律に全国的に決められた項目でございます。それを判定に使うだとか、あるいは区の健康施策のために使わせていただくという内容だったわけですし、例えばルールから言うと健診を受けて、その健診データによって、例えば腹囲が85センチ以上だと危険因子が幾つかによって、そんなようなことなんです。

【林委員】そういうことではなくて、要するにその情報を各医療機関に全部でみんなが見れるようにしますから、これを承諾したことになりますというようなことなんです。だから、ある患者さんにしてみると、自分の主治医のところのつもりが、それがずっとほかの病院にも利用できるようにしたいと、緊急の場合に利用すると、その封入は特定の業者にきちんとさせますという回答を得たと言うけれども、それで伺ったらまだ決まっていないと言うからどういうことかなと思って。

【医療保険年金課長】現物を見ていないのでちょっと不正確ですが、担当から今聞きましたところですが、全医療機関で共有するのではなくて、区の行政機関として、例えば保健センターですとか計画推進課、国保、そういったところで共有化するという意味でございますので、その個人情報何か見ればどこの病院でも見れるということではございません。意味としてはそういう意味でございます。

【会 長】よろしいですか。

どうぞ、有馬委員。

【有馬委員】この封入・封緘は、今回まだ受診されていない方に委託をして送るという方法ですけれども、これが例えば毎年のようなわけですね、これからこの特定健診は。そうすると、今回こういう形で委託業者を決めてやるわけですけれども、例えば来年について当然同じような状況が出てきた場合には、もう一度こういう形で審議をして、そういう形で承認を得るということの理解でいいんですか。

【医療保険年金課長】今ご指摘のとおり、その都度お諮りさせていただきます。

【会 長】どうぞ。

【有馬委員】わかりました。それと、この未受診者の対象者が約4万人ということで、先ほどのご説明では、対象が5万7,000人いて、現在では受診されている方が2,800人ということだと、ちょっと数字が合わないような感じがするんですけども、その辺はどうですか。

【会 長】どうぞ。

【医療保険年金課長】すみません、ちょっと言い方が不十分でしたかもしれません。もう一度整理しますと、対象者そのものは約5万7,000人、詳しく言うと633人で、受診者が2,842人、その歩合で言いますと4.9%ということでございます。

【有馬委員】そういうことではなくて、ここに対象者が約4万人が発送で見込まれるというふうに、引くと単純に数字が合いませんねと、それはどうですかと。

【医療保険年金課長】失礼しました。今声がありましたが、今現在は誕生日、さっきのご質問にもあったんですが、一気に発送するものではなくて、4期に分けて発送するというので、現時点ではまだ未発送と、そういうことで失礼しました。

【会 長】ほかにございましたらどうぞ。

よろしいですか。

では、本件につきましては、了承ということでよろしいでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

【会 長】ありがとうございました。どうもご苦労さまでした。

次に、資料32にまいります。新宿区次世代育成支援計画の策定に関する調査業務の委託についてでございます。どうぞよろしくご説明をお願いいたします。

【子ども家庭課長】福祉部子ども家庭課長の吉村でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料に基づきましてご報告させていただきます。

資料ナンバー32、新宿区次世代育成支援計画の策定に関する調査業務の委託についてでございます。

条例の根拠は、第14条第1項に基づく個人情報の提供を伴う委託の報告です。

1枚おめくりいただきまして、事業の概要についてご説明をさせていただきます。

事業名は、次世代育成支援計画の策定。担当課は子ども家庭課。目的は、区民の子育て支援サービスの利用状況を初め、子どもの生活・子育ての実態や意識を把握し、「新宿区次世代育成支援計画」の策定及び保育事業等の推計ニーズ量の把握に資するためでございます。

新宿区次世代育成支援計画と申しますのは、平成15年7月に施行されました次世代育成支援対策推進法に基づく市町村の行動計画という位置づけでございまして、年次が、前期が平成17

年から平成21年度、そして、後期が22年度から26年度の5年間で前後期というふうに区切られておまして、今回はこの後期の計画を策定するための調査でございます。

対象は、区内在住の就学前の児童の保護者、小学生の保護者、中学生の保護者、中学生本人、中学校卒業後のご本人、それから18歳以上の区民ということにしております。

事業内容は、先ほど申し上げましたように、次世代育成支援計画の後期の計画を策定するに当たり、区民の意見を十分に反映するために、匿名回答によるアンケート調査を実施するものでございます。郵送の調査で約5,000通を考えております。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、業務委託の詳細でございます。

情報は、宛名シールを作成いたしまして業者のほうへ渡し、封筒へ貼りつけ作業をいたします。委託先は、株式会社サーベイリサーチセンターでございまして、これは7月に子ども家庭部でプロポーザルで審査会をして決定した事業者でございます。

保有している情報項目は、対象者の住所、氏名で、その住所、氏名について業者に渡します。さらに、処理を依頼するものについては、調査票の発送・回収のほかに分析・報告でございます。

委託の理由は、5,000通という大量調査であり、また調査・分析のノウハウを持った経験豊かな業者に委託することにより、効果的・効率的に調査目的を達成するためでございます。

委託内容につきましては、先ほど申し上げているとおりでございます。

委託の開始時期でございますが、20年8月5日から21年3月31日まででございます。ここには8月中旬というふうになってございますが、既に契約を締結しているところでございます。

委託にあたり区が行う情報保護対策ですが、契約にあたり、別紙「特記事項」を付すとともに、業務終了後は、提供した情報は返却をさせる等の対応をしていきます。また、受託事業者として情報保護対策は、取扱責任者及び取り扱うものをあらかじめ指定させるものでございます。

以上、雑駁でございますが、ご報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【会長】ありがとうございました。

それでは、どうぞ、ご質問、ご意見がございましたら。

どうぞ、久保委員。

【久保合介委員】対象者が6点書いてありますね。郵送調査数が約5,000、つまり4、5、6を合わせたのが5,000というふうに考えられるんですけども、念のために、4が何人ぐらい、5が何人ぐらい、6が何人ぐらいというのは、今報告できますか。

【子ども家庭課長】最終的には事業者と詰めているところでございますが、5,000件の内訳はこのように考えております。まず1番の……

【久保合介委員】4、5、6でいいんです。

【子ども家庭課長】4については300、5についても300、また、6については1,100を今考えております。

【会 長】どうぞ。

【久保合介委員】役所のやることってこういうのがわからないんですけども、1と2と3は、6と完全に重なるんだらうというふうに読むんですが、だから5,000になったんだと思うんですけども、違うんですか。1と2と3は、18歳以上の区民に入っていないんですか。

【会 長】どうぞ。

【子ども家庭課長】まず、お子さんを持っている方の意識調査ということで1、2、3を考えているわけですが、6についてはお子さんを持たれていない方、これからお子さんを持つ世代の方についての意識調査ということを考えておりまして、抽出した中で既に1、2、3に該当する方は除いた形で調査を行うことを今考えています。

【久保合介委員】これは特にどうってことはないにしても、1、2、3を除いた18歳以上の区民というふうすることが正確なんであって、こういう書き方をすると訳がわからなくなる。僕が言いたいのは、十分に意見を反映させるべく意見を小学生は持っていない、中学生本人は持っているという判断する根拠は何なんですか。

【子ども家庭課長】小学生について意見を反映するに当たらないというふうに考えているわけではございませんが、今回については、この郵送調査については中学生以上の本人から聞くというふうに考えました。というのは、前回の次世代育成の調査のときに、やはり中学生本人からの意見を調査いたしまして、子どもの権利に対する意識ですとか、区の少子化施策に対する意見などを聞いておりますので、それとの対比というのを考えましたので今回も中学生というふうに考えております。

【久保合介委員】この審議会としては、余計なことかもしれないんですけども、やはり中学生本人の意見と同時に、自分たちの問題ですから、小学6年生と中学1年との差なんかありません。やはり前回そうだったからというやり方というのは便宜的過ぎて、もしとことんやるなら、せめて幼稚園とは言いませんけれども、小学生本人の意見だって大事だと僕は思います。これは事業のことですから余り言いませんけれども、意見として申し上げておきます。

【子ども家庭課長】この調査につきましては、郵送調査だけではすべてカバーできるとは考え

ておりません。外国人の方ですとか、また、障害のお子さんをお持ちの方につきましては、別途ヒアリング調査等も必要と考えておりました、今いただいたご意見につきましては、事業課のほうでさらに別途調査については検討させていただきたいと考えております。

【会 長】はい、どうぞ。

【小菅委員】大変結構な調査をされるわけですし、匿名と言いながらも5,000件という数の調査でいい結果が出ることを期待しているんですが、この委託内容の中で、一番内容的に重視すべきことは利用以降、どういうことにこの調査の対象者が利用を期待しているのかということが一番中身になることではないかというふうに思います。これについて、調査の結果については、報告書のようなことでまとまるのかどうか、さらにそれを公開するのかどうか、これが1点お伺いします。

それから、これは22年から26年までの後期の計画だというふうに説明がありましたが、前期の場合にこういう調査をしたのかどうか、私も不勉強でわかりませんがしたのかどうかですね。そのしたときの効率的な活用といいましようか、そういうことをされたのかどうか、その2点を伺いたいと思います。

【会 長】どうぞ。

【子ども家庭課長】まず、報告書の件でございますが、この調査は11月の中旬から下旬にかけて2週間の調査を予定しております、報告書については1月ぐらいをめどにまとめていきたいと考えておまして、報告書についても年度内に作成していき、それについては公開もしていく予定でございます。

また、前期の調査でございますが、前期についても同じようにこのような調査報告書をつくっております、計画を策定する際には、この調査の分析等に基づいて施策等の構築、また、保育のサービス料の算定等に活用してきたところでございます。

【会 長】よろしいですか。ありがとうございました。

どうぞ、ひやま委員。

【ひやま委員】保有情報を委託業者に渡されるときの媒体はどのような形で渡すんですか。

【会 長】どうぞ。

【子ども家庭課長】シールに印刷をいたしまして、それを渡していきます。

【ひやま委員】業務終了後、提供した情報を返却させるとございますが、この返却予定の情報というは何なんですか。

【会 長】どうぞ。



【子ども家庭課長】まず、郵送については事業者に委託しますが、返却先については新宿区子ども家庭部の子ども家庭課のほうに、ご回答はご本人からももちろん届くようになります。また、予備に提供したシールがあるとすれば、それは必ず返却を求めていきたいと考えております。

【会 長】どうぞ。

【ひやま委員】お聞きしたかったのは、このシールでお渡ししたときに、シールをまず作業所に破損されたりするケースがあると思うんです。その場合にどういう形でそのシールを再度利用するようにするのかというので、その下の保有している情報項目で、この保有情報も一緒に行くのかと思ったんです。区内在住以下の住所・氏名、就学前の1から6までのこの保有情報項目というところのこの欄の情報も一緒に行って、例えばシールを破損したり何かしたときには、そこからもう一回バックアップしてとるのか、どうするのかと思ったものですからこうやって質問しているんですけれども、その辺はいかがですか。

【子ども家庭課長】区のほうで抽出をして、シールに印刷したものをお渡ししますので、全体の名簿が出るということはありません。

【ひやま委員】ということは、破損したら、それをもう一回区のほうに来て、区がもう一度プリントアウトして、シールで渡すということですか。

【子ども家庭課長】もしそういうことがあれば、そのようにするということになると思います。

【ひやま委員】ありがとうございました。

【会 長】どうぞ、ほかにございましたら。

はい、どうぞ、林委員。

【林委員】今、吉村課長からご説明あったんですけれども、これ私は仕組みがわからないので教えていただきたいんですけども、委託先はもう既に株式会社サーベイリサーチセンターというのは、貴課において、ことしの7月に内容がいいと思われるので決めたということなんですけれども、先ほどのあれは、32は、この本審議会のあれをもってまだ納入業者は未定ですと、入札により決定というのはこの会議をもってということだったんですけれども、こういうふう既に、今までのを拝見すると私はただ委託先の問題だけで頭にあれなんですけれども、貴課については決められているということになると、決まったというところとここで審議会を経て決めるというのの仕組みがよくわからないんですけれども。

【区政情報課長】これは制度のことなので私のほうからお答えさせていただきます。

個人情報保護制度につきましては、今回ここにも書いてありますように、事前報告として個人情報保護条例の第14条第1項に基づくものとしてやらせていただいております。ただ、今

回の次世代育成計画のものにつきましては、実際に審議会の時期の関係がありましたので、事前報告という形にはなっておりますけれども、既に8月5日に契約をしているという形のものであります。ですから、業者が決まっているという形になってございます。本来であれば、事前報告の趣旨から行けば、先ほどのように、特定健康診査のようにこの審査会を経て、それから入札なりプロポーザルなり等々で決まっていくという形だというふうに思っております。

【林委員】そうすると、ケース・バイ・ケース、この審議を経なきゃいけないものと経なくても別にフリーパスで事前にあれですよということで、事後報告だけすればいいということがシステム上あるわけなんですか。

【区政情報課長】そうではなくて、本来、あくまで基本的な考え方からいけば、審議会に対する諮問事項と報告事項というのは分けてお考えいただければと思います。諮問事項につきましては、あくまでも諮問をして、この審議会の答申で事業を推進するというものです。ただ、今回、先ほどの資料31もそうだったわけですがけれども報告事項という形になっております。これにつきましては、あくまで本審議会に報告をするという形のものであります。ただ、制度的には、あくまで事前報告が基本になっております。ですから、事前報告という形では、その時点ではまだ業者等は決まっていないという形です。ただ、審議会自体の開催時期の関係もあり、今回のように既に業者が決まっている場合もあるというのが例外的なものになるという形になっております。

【会 長】よろしいですか。

ですから、報告事項の場合には了承するというふうに聞いておりますし、それから、諮問事項の場合には承認というふうに表現を少し変えているわけですね。

ほかにごございますか。

それでは、本件につきましては、了承でよろしいでしょうか。

[はいと呼ぶ者あり]

【会 長】どうもありがとうございました。

資料33にまいります。新宿区立児童館における指定管理者制度の導入についてでございます。どうぞ説明をお願いいたします。

【子どもサービス課長】資料33、新宿区立児童館における指定管理者制度の導入についてのご報告をさせていただきます。

私、子どもサービス課長の犬野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料ですがけれども、件名、新宿区立児童館における指定管理者制度の導

入について、もう一枚おめくりいただきまして、施設の名称ですけれども、指定管理者制度を導入する予定になっている施設、早稲田南町こども館、それと西新宿こども館、この両館に対して指定管理者制度を導入する考えでございます。

この施設の所管課ですけれども、子どもサービス課になります。指定管理者の名称ですけれども、委託先ですけれども、これについては、第3回区議会定例会で児童館条例の改正を行った後に、公募型プロポーザルで決定する予定になっております。

指定管理者の取り扱う個人情報の業務ですが、児童館の利用申請業務というものが対象になります。指定管理者の取り扱う個人情報の具体的な項目ですが、①児童館利用者の氏名、生年月日、在籍する学校名と学年。②児童館利用者の住所、電話番号。③自宅以外の連絡先氏名、続柄、電話番号。④保護者の氏名ということになってございます。

指定管理の開始時期及び期限ですが、平成21年4月1日から平成26年3月31日までということで、以降5年ごとに更新をしていくという形になります。指定管理者としての情報保護対策ですけれども、取扱責任者及び取り扱うものをあらかじめ指定すると。提供された情報は施錠できる金庫、キャビネット等に保管する。指定にあたり区が行う情報保護対策としては、こういった内容を仕様書や協定書の中で個人情報の保護について、必要な措置を徹底して講じるように特記事項ということで別紙に付する予定でございます。

続きまして、事業の概要のほうの説明をさせていただきます。

事業の目的としては、弾力的で柔軟な施設管理を行い、住民サービスの向上を図るとというのが目的でございます。児童の対象者ですけれども、対象者ですが、18歳未満の子ども（乳幼児を含む）、それとその保護者が対象者になります。

具体的な事業内容ですが、小学生への対応事業として、小学生を対象とした定期的な季節行事への開催や児童館内でのクラブ活動への支援、こういったものを行います。続いて、中学生、高校生への対応事業としては、中高生の日常的な居場所を提供する。集いを開催したりもするということになっております。3つ目、子育て支援事業ということで、乳幼児とその保護者を対象として事業を行います。幼児サークルとか子育て自主サークルへの支援、場所や情報提供などを行っています。4つ目、地域との連携事業として、児童館まつりなど地域との連携事業の実施、地域団体との交流、こういったものを児童館では行っています。こういった事業を指定管理者の制度を導入することでより柔軟に対応することで、住民の方々のニーズに幅広く対応していきたいと、こういうことでございます。

以上、雑駁ですけれども、説明はこれで終わらせていただきます。

【会 長】ありがとうございました。

それでは、どうぞ、ご質問をお願いいたします。

【小菅委員】今ご説明のうちの指定管理者が取り扱う個人情報の項目のほうの①、②はわかりました。④も必要かと思いますが、③については、多分これ緊急対応だと思うんですが、自宅以外のというと、子どもなんかはどういった、わからないなんていう子どももいるのではないのでしょうか。

【子どもサービス課長】これは、事前に児童館を利用する際に利用申請書というのを書いていただいているんですが、これは保護者のほうに書いていただいておりますし、今委員ご指摘のとおり、緊急対応、保護者の方が基本的にはどこか出かけられていることを考えて祖父母の方ですとか、その他身内の方等々、連絡がつけられるところということでもう一カ所自宅以外の場所も教えておいてほしいということでございます。

【小菅委員】個人情報ですから、どうなんですか。抵抗はないのでしょうか。

【子どもサービス課長】昨今、温暖化によって気象も激しくなっていて雨もひどくなる、川の近くの児童館もあったりしまして、保護者がちょっと出かけていて無理な場合には、どうしても一人で帰すのが危険だと思った場合については、だれか責任とれるお身内の方に来ていただくですとか、または防犯の関係もございます。いろいろ刃物を持ってうろついたりする方がいるというのも聞いております。そういったときのためにどうしても保護者本人だけでなく、他の連絡体制もとりたいということで、この辺は気持ちよくいただいております。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ、あざみ委員。

【あざみ委員】ここの児童館というか、こども館ですけれども、学童クラブは民間委託になっているところでしたか。

【子どもサービス課長】そうですね。早稲田南町、西新宿こども館、どちらも学童クラブについては民間委託になっております。

【あざみ委員】だから、そこの関係で、そこの児童館内にある学童クラブは学童クラブで民間委託に既になっていると。それとは別に、児童館の館の業務として今度は指定管理者にするということですね。その民間委託の事業者との関係というのはどういうふうになるんですか。

【子どもサービス課長】基本的には、児童館という施設がございまして、その中に学童クラブ事業ということで運営されています。その児童館を請け負う事業者と、中にある学童クラブの事業者が違うということになりますと意思疎通等、いろんな問題で課題が出てきてしまいます

ので、指定管理者を請け負っていただくところにあわせて学童クラブも再委託という形で請け負っていただくというふうに考えております。同一事業者に運営してもらおうと考えております。

【あざみ委員】 そうすると、今学童クラブをやっている事業者には、期限としてここまでだよという、21年3月までという期限になっているわけですか。

【子どもサービス課長】 はい、そうです。

【あざみ委員】 もともとその期限だった。

【子どもサービス課長】 はい。

【あざみ委員】 その事業者がこの児童館の指定管理者の応募もできるわけですね。

【子どもサービス課長】 もちろんできます、公募です。

【あざみ委員】 そうすると、今までは区が直営で児童館をやっていたわけで、館長もいたわけですね。館長というのは、大体こういうところは合築で、ことぶき館も一緒になっておりますね。ちょっと西新宿はわからないんですけども、早稲田南はことぶき館も、建物としては一緒に、館長というのは1人だったというふうに思うんですけども、ことぶき館と児童館のあわせた館長と。今度の館長というのはどういうふうになるんですか。

【子どもサービス課長】 今度は、指定管理者で請け負うところに館長という役職を持ってもらって管理してもらうこととなります。建物全体、中の運営管理を全部責任をお持ちいただいて、管理者として、館長として事業執行していただくこととなります。

【あざみ委員】 そうすると、指定管理者の館長のもとでことぶき館も運営されるということですね。館長以外の区の職員は働いていらっしゃるんですけど、ことぶき館は。いるとしたら、指定管理者の館長のもとで区の職員が働くと、非常勤にしても、そういうケースなんですか。

【子どもサービス課長】 それは違いますね。建物全体が指定管理者制度の導入ということで、全く民間事業者か、社会福祉法人か、NPOかわかりませんが、区以外の職員で運営するということとなります。今現在、ことぶき館については、児童館の館長と兼務で、職員というのは非常勤が1名ことぶき館用のほうに配置されているだけなので、引き上げということになります。

【あざみ委員】 そうすると、この指定管理者の導入は児童館の導入ということだけではなくて、ことぶき館も導入ということになりますね、名前的にも。そういう意味合いでとって、意味合いを聞かなきゃちょっとわからなかったの、ことぶき館のことは一言も書いていないので、そういう点はどうするんでしょうか。きちんとしたほうがよろしいんじゃないかと思えますけ

れども。

【子どもサービス課長】引き続き次の34のほうで、今高齢者サービス課長もこちらにおりまして、続いて同じ内容のことをご報告することになるので、私のほうでまとめてという話もあるんですが、指定管理の導入についてはそれでよろしいかと思うんですが、ただ、事業運営の中身がちょっと違いますので、重複になりますけれども別々にご報告させていただきます。

【あざみ委員】西新宿にはことぶき館はないわけですね。

【子どもサービス課長】ございません。

【あざみ委員】わかりました。

【会 長】ありがとうございました。

はい、どうぞ、久保委員。

【久保合介委員】前からお伺いしようと思っていたんですけども、重箱の隅をつつくようで嫌だと思っていたんですけども、すべてに言えることだから聞いておきます。情報保護対策として、1として取扱責任者及び取扱う者をあらかじめ指定するということになっています。正しいことだと思うんですけども、下にある特記事項を幾ら見ても、これに関連するものは、あえて言えば9項目の監査のところだけなんですけど、だからはっきりさせておきたいんですけども、取扱責任者及び取り扱う者、つまり担当者、これをあらかじめ指定されたものがやっているということを区民や私たちこの審議委員が事実だなというふうに考えることができる担保というのは何なんですか。

【子どもサービス課長】これにつきましては、事業者のほうから毎年事業報告を出していただく、それからもう一点としては利用者、区民の方々ですね、今おっしゃられた保護者、区民の方々からのモニタリングというんですか、どういう形で運営されているかという報告もあわせて受けますので、事業者だけの報告ではなく、利用者、保護者、区民の方からの利用を通じて知り得た指定管理者の事業運営の仕方、個人情報保護も含めた取り扱いについてどうかというご意見もいただきますので、そここのところできちとなされていないという指摘があれば改めた指導というんですか、当初のお約束どおりの特記事項に書かれている内容のことがされていないということで指導していけるということで担保ができるかというふうに考えております。

【会 長】どうぞ。

【久保合介委員】わかるんですけども、こういうことって、最初の1カ月、半年は守るでしょう。1年、2年とたっていくと担当でない職員、他の人がやるようなものなんですよ、普通は。それではいけないんです。だから、今言われたように、保護者からおかしいとか、保護者

はこのことを知ってはいないと思います。そういう保護者の情報だとか、それから、この当事者の報告が担保だっていうのは本当に担保だとは思えないです。やっぱりこれからきちんと考えるべきことだと思うんだけど。

【区政情報課長】制度にかかわることですので私のほうから、実は、個人情報保護条例でもその辺についての規定がございまして、個人情報保護条例の15条で、委託業者等の責務ということで必要な措置を講じるという形になっております。ただ、あくまでご指摘のように、この内容については、ここの条例上は抽象的なんですけれども、実は指定管理者自体が公法上の委託という関係になっております。そういった中では、指定管理者の裁量に当然ゆだねられる部分もあるわけなんですけれども、それでは担保できないという部分もありますので、そういった条例に基づいた特記事項等を規定している。また、特に保護対策として取扱責任者、それから、金庫での保管というのをこういった形で明記してやっているという形になっております。これを当然毎年そういった委託者の結果を出しておりますので、そういったものの中から確認をしていくという形になっております。

【久保合介委員】最後にしますけれども、非常に個人情報保護にとっては大切なところなんです。例えば、担当でない人についやらせてしまった、例えばアルバイトや何かの職員にやらせてしまった、ついついね、あり得ることです。しかし、現実にはそこから事故が発生したときにその会社に責任追及するのはけしからんというだけであって、指定されたものでなかった人がやったことから生まれると問題が非常に複雑になる。やはり指定した担当責任者なり責任者にやってもらわなければいけないという大事なことだと僕は思っています。それだけに、少なくとも個人情報保護条例なんかことだけではなくて、ここにある特記事項の中できちんと明確にして相手に約束をしてもらうということがこれから特記事項の改正等必要だと思うけれども、いかがですか。

【区政情報課長】特記事項につきましては、標準的なものとして今現在こういう定めになっております。それを今ご意見もいただきましたので、また、指定管理者のマニュアルもつくっております。そういったものとの整合性も検討しながら、特記事項の見直しについても検討させていただきたいと思います。

【会 長】ほかにございますか。

では、本件につきましては、了承ということでよろしいでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

【会 長】ありがとうございました。

それでは、資料34にまいります。（仮称）新宿区立信濃町シニア活動館、（仮称）新宿区立早稲田南町地域交流館及び（仮称）新宿区立西早稲田地域交流館における指定管理者制度の導入についてご説明いただきたいと思います。

どうぞ。

**【高齢者サービス課長】** 高齢者サービス課長でございます。

それでは、資料番号34番をごらんください。

件名でございます。（仮称）新宿区立信濃町シニア活動館、（仮称）新宿区立早稲田南町地域交流館及び（仮称）新宿区立西早稲田地域交流館における指定管理者制度の導入についてでございます。

条例の根拠といたしましては、条例第14条第1項（指定管理者に公の施設の管理を行わせる）、事前報告という形になります。全体的なつくりといたしましては、先ほどの児童館と同様な形でございます。

それでは、1枚資料をおめくりいただきまして、まず初めに事業の概要をご説明させていただきます。

担当課は、高齢者サービス課でございます。今回、新宿区内にございますことぶき館、ここを機能転換することによって、シニア活動館または地域交流館という形に機能転換をする予定でございますが、その時期にあわせて指定管理者制度を導入するというところでございます。

導入の目的といたしましては、柔軟で多様なサービスの提供と施設管理の効率化を図るために、指定管理者制度を導入するというところでございます。

対象者は、施設利用者ということですが、高齢者、それからシニア活動館につきましてはシニア世代ということで、年齢的には50歳以上というようなところで現在は考えております。

事業の内容といたしましては、施設の設置目的に関する事業の実施。ここで、シニア活動館と地域交流館の内容をちょっとご説明させていただきますと、シニア活動館につきましては、従前のことぶき館の機能、これにプラスする形で、ボランティア活動などの社会貢献活動の拠点となるような形の機能というものを追加していくということで考えております。地域交流館につきましては、これは従前のことぶき館の内容にプラスして、世代を越えた地域での交流の拠点というような、こういう機能を追加していきたいというところで考えております。以上のような形での設置目的に関する事業の実施。

それから、2点目としまして、施設の団体登録、利用の承認、利用の不承認及び利用の取り消しに関する事、それから、3点目としては、施設設備の維持管理というような業務を行っ



ていただくということを予定しております。

それでは、もう一枚おめくりください。

左上に別紙と書いてございますが、こちらの資料に従ってご説明させていただきますと、施設の名称、所管課については記載のとおりでございます。

指定管理者につきましては、先ほど児童館関係でご報告させていただきましたように、本件につきましても第3回区議会定例会に条例改正及び条例制定の提案ということで予定しております。このあたり通った後、10月から事業者の公募を行い、最終的には21年3月、ここは平成21年区議会第1回定例会という形になりますけれども、ここで決定していただくというような流れになります。

指定管理者が取り扱う個人情報の業務につきましては、施設及び施設を利用した事業利用者に関することということで、具体的にはどういう項目かと言いますと、氏名、性別、生年月日、それから住所、電話番号、ファクスがある方については何かの連絡のためにファクス番号、それから緊急連絡先としまして緊急連絡先の住所、氏名、電話、続柄ということをいただきます。

指定管理の開始の時期につきましては、平成21年4月1日から予定しておりまして、指定管理期間は、5年間ということで予定しております。

指定管理者としての情報保護対策としましては、こちらに記載のとおりでございますが、1点目につきましては、先ほどのご意見、委員さんからのご意見等を踏まえてきちんと対応していきたいと考えております。

指定にあたり、区が行う情報保護対策につきましては、特記事項ということで別紙のとおりというような形での対応ということを考えております。

なお、本件、件名としましては、信濃町以下、具体的な館名を出させていただいておりますけれども、今後私どもといたしましては、ことぶき館等の機能転換にあわせて他のことぶき館等についてもこのような形で指定管理者制度を導入していきたいと考えておりますので、そのあたりも含めてご審議をお願いいたします。

ちなみに、現在、ことぶき館につきましては、区内に19館、それから西早稲田ふれあいプラザという、若干ことぶき館とは機能が違うわけですが、ここが1館、それから清風園という、ことぶき館よりももう少し規模の大きいものでございますけれども、それが1館、合計21館というようにつくりになっております。

以上でございます。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問、ご意見などよろしくお願ひいたします。

よろしいですか。

本件は了承ということでよろしいでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

【会 長】 どうもご苦勞さまでした。

それでは、資料35にまいります。福祉タクシークーポン券希望調査票及び福祉タクシークーポン券封入封緘委託についてでございます。説明者の方はよろしくお願ひいたします。

【障害者福祉課長】 障害者福祉課長の杉原でございます。それでは、本件について、事業の概要からご説明いたします。

福祉タクシークーポン券の配布は、外出の利便、特に重度の心身障害者の外出利便を図るために交付するものでございまして、従来はタクシー利用券というものをお配りして、実際にタクシーを利用された後に契約した会社の請求に基づいて払ってございましたが、利用者の利便性を高めるために、今年度の10月利用分からタクシークーポン券に変えるという取り扱いにいたしました。この交付のために、あらかじめ福祉タクシークーポン券の希望の有無について調査を行い、希望のあるものに対してはクーポン券の交付を行うという二段構えでございます。その2回の段階において、封入と封緘の委託を行います。

1枚めくっていただきまして、初めは、タクシークーポン券の希望調査票でございます。こちらは事後の報告になりますが、情報の保有課は、障害者福祉課、登録業務の名称は、心身障害者福祉タクシー、委託先は、新宿区障害者就労福祉センターを業者指定してございます。

事業者処理させる情報項目でございますが、対象者は約5,000人の郵便番号一連番号と、漢字氏名と仮名氏名、住所でございます。

それから、委託理由でございますが、心身障害者福祉タクシー制度の対象者は5,000人に達しており、当課・当係の職員で封入・封緘を行うことは事務量が膨大になってしまうためでございます。

委託の内容でございますが、下記の封入・封緘の業務でございます。発送は、障害者福祉課、調査票の返送先も障害者福祉課でございます。封入するものは、福祉タクシークーポン券希望調査票と、この調査票に、左上に郵便番号、住所、氏名の記載がございます。クーポン券への変更の周知のためのお知らせの紙、それから、返信用の封筒（受取人払）でございます。こちらを窓開き封筒に①②③の順に重ねて封入・封緘するものでございます。

こちらの委託は、ことし7月10日から16日の間で完了してございます。契約に当たっては、

別紙の特記事項を付しております。業務終了後、提供した情報は返却させております。

委託業者に行わせる情報保護対策でございますが、取扱責任者と取り扱う者をあらかじめ指定させて、提供された情報は施錠できる金庫に保管させております。

続きまして、この業務の特記事項の後に、タクシークーポン券の封入・封緘の委託、こちらは事前報告でございます。今度は、希望票ではなく、タクシークーポン券そのものでございますが、同じく新宿区障害者就労福祉センターに委託いたします。情報を記録する媒体ですが、保有情報課のほうでは紙と電子データで持っておりますが、提供するものは紙媒体でございます。保有している情報項目のうち提供するものは郵便番号や漢字の氏名、仮名氏名、住所でございます。委託の理由は、先ほどの業務と同様でございます。

委託内容もほぼ同様でございますので、省略をいたします。

こちらは、今月26日から来月の1日までに完了する予定です。

委託に当たって、区が行う情報保護対策と、受託事業者としての情報保護対策も希望調査票の例と同様でございますので、省略をいたします。

雑駁ですが、以上でご説明といたします。

【会 長】ありがとうございました。

それでは、どうぞ。

ある県の理髪店組合では、出張サービスをやっておりまして、床屋さんの。その場合に、出張費をただにして、床屋さんの本来の料金だけもらっているということをやっているようですが、このタクシー会社は少しまけてくれるということはないんですか。

【障害者福祉課長】障害者がタクシーを利用する際は、現行私どもの利用券、10月からはタクシークーポン券を使っていただけると同時に、障害者手帳を提示すれば少し割引になってございます。

【会 長】どうぞ。

よろしいですか。では、本件は了承ということでよろしいですか。

[はいと呼ぶ者あり]

【会 長】どうもご苦労さまでした。

では、資料36にまいります。統計法の改正に伴う新宿区個人情報保護条例の一部改正についての説明をいただきます。どうぞ、説明者はよろしく願いいたします。

【区政情報課長】区政情報課長です。お手元の資料36に基づいてご説明いたします。

統計法の改正に伴う新宿区個人情報保護条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりいただけますでしょうか。

改正理由は、統計法及び統計報告調整法に規定する統計調査につきましては、統計法において、統計上の目的以外への使用禁止、知り得た秘密の守秘義務、これに違反した場合の罰則が定められております。個人情報の保護に関し、個別の仕組みを定めているということになっております。このため、新宿区個人情報保護条例は、第39条第2項において、統計法及び統計報告調整法に規定する統計調査に係る個人情報については適用しない旨を定めております。

ところが、昨年5月に、公的統計の体系的整備を目的としまして統計法が全部改正され、「指定統計」などの文言が改められることとなりました。また、統計法の全部改正にあわせて、統計報告調整法が廃止されることとなりました。上記の改正によりまして、統計法及び統計報告調整法を引用している新宿区個人情報保護条例第39条第2項を改正する必要性が生じたため、別紙のとおり新宿区個人情報保護条例の一部を改正するものです。

改正部分の施行日です。全部改正後の統計法の施行の日とさせていただきます。全部改正後の統計法は、平成19年5月23日から起算して2年を超えない範囲において、政令で定める日から施行することとされております。

なお、本審議会で答申をいただきました後、第4回区議会定例会で議決をいただく予定とさせていただきます。

改正後の取り扱いにつきましては、統計調査に係る個人情報の取り扱いに変更は生じません。ですから、あくまでも法令上の文言整理という形になっております。

次のページをごらんいただけますでしょうか。新宿区個人情報保護条例新旧対照表です。第39条の2ですけれども、現行のものを見ていただきますと、2の下線部の2行目に「指定統計」という文言がございます。この指定統計が、改正後では「基幹統計調査」に変わります。「指定統計」が「基幹統計調査」になると。

それから、4行目、改正前の4行目に「届けられた統計調査」というのがございます。これを「届出統計調査」というふうに呼んでおりますけれども、国と地方公共団体のものと2種類届出統計調査には内容的にはございます。国の届出統計調査につきましては、改正案の3行目の後ろですね、「一般統計調査」という文言がございます。国の部分につきましては、一般統計調査に変わるという形になります。

それから、現行の上から7行目、下から4行目を見ていただきますと、「承認を受けた統計調査」というのがございます。これが統計報告調整法の承認統計調査というものでございます。こちらにつきましても、今回、法律が廃止されるということで一般統計調査に統合されます。

先ほどお話ししました届出統計調査のうち地方公共団体分につきましては、改正後の改正案の下から2行目に、「届けられた統計調査」という文言がまた出てきますけれども、法律が変わりまして、24条第1項に規定する「届けられた統計調査」ということで、地方公共団体の部分につきましては届出統計調査というふうに残るという形になっております。

少しわかりにくいんですけれども、以上4点の指定統計が基幹統計に変わる、届出統計の国の部分が一般統計に変わる、届出統計の地方の部分については、法律の条文が変わりまして、文言的にはただ「届出統計調査」ということで同じ。それから、統計報告調整法の承認統計につきましては一般統計に変わるという形になっております。かなり技術的な変更ということでご理解をいただければと思います。

以上、簡単ですけれども、ご報告を終わります。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問、ご意見ございましたらよろしくお願いします。

では、本件は承認ということでよろしいでしょうか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

【会 長】ありがとうございました。

では、これをもちまして一応予定しました諮問事項、報告事項は終了となります。ちょうど時間どおりになりまして、ご協力本当にありがとうございました。

【区政情報課長】会長、1件ちょっと訂正をお願いします。

先ほど、資料31で、特定健康診査の未受診者に対する健診勧奨通知の封入・封緘委託をご審議いただいたんですけれども、その最後に、来年度以降について引き続きこの審議会にかけるのかというお話があったときに、すべてかけるというふうに課長のほうでご説明いたしましたけれども、内容的に変更があった場合には審議会におかけするという形になっております。ですから、委託の開始時期及び期限という形で、平成20年10月から以降継続となっておりますので、変更のない場合には、当審議会には報告はないという形になっております。1件だけ訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【会 長】まだ数分程度残っておりますので、全体を通しまして何かご発言がございましたらどうぞ。どんなことでも結構ですが。

〔なしと呼ぶ者あり〕

【会 長】ちょっと1件あるんですけれども、簡単で結構ですが、公共センターと言うけれども、自治体の情報管理に関しましてはプライバシーは大変守られていると思うんですね。と

ころが、民間のほうのよくあるでしょう、パソコンなんかを開いてみると、いかがわしいものを含めまして、ああいうものから起こってくるプライバシーの侵害というのは、これはある程度押さえておられるんですか。あるいは区のほうで何か……、民間センターにおけるプライバシーの保護はどうなっているかですね、公共センターの件はよくわかるわけですけども。

【区政情報課長】民間における個人情報の保護がどういうふうに行われているかという形ですね。民間におきましても、個人情報保護法の適用というのがございますので、一定程度以上の個人情報を持っている事業所につきましては、そういった法律の事業者という形になります。そういった場合の苦情等につきましては、前回の審議会で、最後ちょっと時間がない中でご報告をさせていただいたので十分ご論議いただけなかったかもしれませんが、消費生活センターのほうでそういった苦情等の取り扱いをしております。

ですから、やはり年間何件かそういった個人情報の問題については、ご意見をいただいて、センターのほうでそういった解決に当たっているという形になっております。

【会 長】どうもありがとうございました。

ほかにございましたらどうぞ。

〔なしと呼ぶ者あり〕

【会 長】よろしいですか。

それでは、事務局のほうからご報告がございましたらどうぞ。

【区政情報課長】次回の審議会ですけれども、11月11日火曜日、午前10時からを予定しております。場所につきましては、同じ6階のフロアですけれども、エレベータの横の第3委員会室というところで開催したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【会 長】それではよろしいですか。

どうもありがとうございました。

午後0時閉会